

(公財) 愛知県サッカー協会女子委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は、(公財) 愛知県サッカー協会女子委員会と称する

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は、(公財) 愛知県サッカー協会女子委員会委員長宅におく

(目的)

第3条 本委員会は、所属する(公財) 愛知県サッカー協会と連携し、女子サッカーの普及・育成・強化並びに登録チーム相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- 1、(公財) 愛知県サッカー協会女子委員会が主管する大会
- 2、女子サッカーの普及、育成、強化のための活動
- 3、その他、本委員会の目的を達成するための事業

(事業の遂行)

第5条 前条の事業を遂行するために(公財) 愛知県サッカー協会女子委員会に役員会を組織し、事業の立案、計画を協議し運営にあたる。

(組織)

第6条 本委員会は、(公財) 愛知県サッカー協会に加盟し女子登録しているチームを以て組織する。

(役員及び役員の選出)

第7条

1. 本委員会に委員長1名、副委員長若干名、各担当委員長8名以上、監事2名を置く。
2. 委員長は役員会で候補者が選出され、(公財) 愛知県サッカー協会理事会で選任・承認される。
3. 副委員長は必要に応じて委員長が任命する。
4. (公財) 愛知県サッカー協会本部委員会の部門を鑑み、委員長が各担当委員長を任命する。
5. 監事は委員長が候補者を選出し、役員会において任命される。

(役員の任期)

第8条

1. 本委員会の役員の任期は、(公財) 愛知県サッカー協会に準じ2年とし、再任

を防げない。

2. 補欠のため適任された者の任期は、その前任の残任期間とする。

（役員職務と権限）

- 第9条 1. 委員長は本委員会を代表し、職務を統括する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 役員はこの規約の定め及び役員会の議決に基づき業務を遂行する。
4. 監事は役員の業務執行の状況及びこの委員会の財産の状況を監査する。

（役員会の開催）

- 第10条 1. 役員会は、委員長、副委員長、各担当委員長、監事で構成する。
2. 役員会は必要に応じて委員長が招集することができる。
3. 役員会は、定数の2分の1以上の出席を以て成立するものとする。
4. 委員長は必要に応じて、役員会に関係者又は関係団体を呼んで意見や説明を聞くことができる。

（経費）

- 第11条 本委員会の経費は、委員会の加盟登録料及びその他の収益金を以てあてる。

（会計）

- 第12条 1. 委員会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。
2. 委員会の収支予算は役員会で審議し編成する。
3. 予算・決算は（公財）愛知県サッカー協会理事会の承認を得て執行される。

（規約改正）

- 第13条 本規約は、役員会で定数の2分の1以上の賛同を以て改正案を作成し、（公財）愛知県サッカー協会の承認を得ることとする。ただし、改正箇所については加盟登録チームに連絡するものとする。

（細則）

- 第14条 本委員会に必要な細則は、役員会の議決を以て別に定める。

（附則）

本規約は、平成28年4月1日より施行する。

本規約は、令和4年4月1日より施行する。